

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課

産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号	
手続名	協業組合に対する解散の命令	根拠条項	第5条の23第6項	
処分基準	<p>第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第4項の規定による協業組合に対する解散の命令については、第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の命令に違反した場合において、その実態、今後の再建見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断するものとする。</p> <p>以上のほか、協業組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を停止していると認めるときは、「休眠組合の整理に係る都道府県等の事務について（平成8年11月1日付け8企庁第1452号）」によるものとする。</p>			
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 産業政策課	交付機関 産業政策課